



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

**Q** 「年収の壁」が話題になっています。パートさん達が働き方を調整している問題に対して、助成金など政府の対策が発表されたそうですが、具体的に教えて下さい。

**A** 「年収の壁」には「税」と「社会保険」に関するものがあります。税の壁の一つは103万円です。これを超えると本人に所得税が発生しますが、税額は少額です。もう一つは150万円です。これを超えると、配偶者特別控除が少しずつ減り、配偶者の税負担が少し増えます。しかしこれも、就業調整をする程の意味がない額と言えそうです。

社会保険の壁には106万円と130万円があります。「106万円の壁」とは、月換算で88,000円のことを言います。従業員101人以上の会社(※2024年10月からは従業員51人以上の会社)で、月88,000円以上、週20時間以上勤務等の条件を満たすと社会保険に入ることになり、配偶者の社会保険上の扶養から抜けます。今まで保険料負担がゼロだったものが、健康保険・介護保険・厚生年金と新たに年間約16万円の保険料が発生し、手取りが減ります。これを「壁」と呼んでいます。

なお、手取りは減りますが、将来受け取る年金が増えたり、傷病手当金等の給付を受けられたりする為、単なる損とばかりは言えません。

「130万円の壁」は、主に上記以外の企業に勤務している方が、年収130万円以上になることで、社会保険上の扶養を外れ、新たに保険料負担が生じて手取りが減ることを言います。

こうした社会保険加入基準や、「壁」となる年収基準はおそらく今後下がっていき、扶養を外れて社会保険に加入する人を増やす方向になるのではないかと考えております。

今の社会保障制度は、現役世代が払った保険料を高齢者に給付する「世代間での支え合い」の仕組みであるため、社労士としては、次世代に負担を掛けない制度に変えて行って欲しいと思います。

政府が発表した対策の概要は次の通りです。

## 「106万円の壁」への対応

### ◆【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の新設】

従業員の社会保険料負担相当の手当支給又は賃上げにより、壁を意識せず働ける環境作りを行う企業に助成金を支給。(大企業の助成額は3/4)

#### (1) 手当等支給メニュー

要件	一人当たり助成額
① 賃金の15%以上追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降③の取組を行う	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上増額	3年目 10万円

#### (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たりの助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上4時間未満	5%以上	
2時間以上3時間未満	10%以上	
1時間以上2時間未満	15%以上	

### ◆社会保険適用促進手当

社保加入する従業員の手取りが減らないように新たに支給した手当は、保険料相当額を限度に、社会保険料の算定対象にしないものとされます。

## 「130万円の壁」への対応

### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 残業により一時的に収入が増え130万円を超た場合でも、事業主が交付する所定の証明書にえより、引き続き被扶養者認定されます(連続する2回まで)

今後は、第3号被保険者制度の縮小を含め社会保障審議会等で審議されます。少子高齢化社会に対応した、適切な制度ができることを楽しみにしております。助成金等が約2年間の時限措置であるのは、あくまでもそのつなぎだからです。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980